INTERVIEW：インタビュー

元最高裁判所判事

木澤 克之 会員

当会出身の元最高裁判事の木澤克之会員に，退官直後のご多忙の中お話を伺いました。評議の秘密に反しない範囲内で，外部からは窺い知ることのできない内部の実情等についてもお話をいただきましたので，会員にとっても有益な情報が少なくないと思います。気さくで温和な木澤会員のお話は尽きることがなく，インタビューは予定の２時間を大幅に超過して４時間近くにもわたりましたので，原稿化にあたり四苦八苦しましたが，とても勉強になる貴重な経験となりました。

聞き手・構成：小峯 健介・田中みどり

（2021年９月８日インタビュー実施）

── 法曹界を目指された経緯を教えてください。

私の実家は，台所用品などの家庭金物を扱っている問屋なんです。でも，男3人兄弟の三男坊なので，家業を継ぐ必要もない。その代わり，自分で食い扶持を見つけなければならない立場でした。

出身小学校は地元の新宿区立鶴巻小学校ですが，親の勧めもあり，中学校は，家からも近く，大学受験をしないで進学ができるということで，池袋の立教中学校に入学しました。そのまま内部進学で高校に進学し，昭和45年に立教大学に入学しました。立教大学法学部は，できてまだ10年ぐらいだったのですが，立教大学の中では，大変厳しい学部であるとの評判でした。大学受験がないので友人たちと楽しくノンビリとした高校生活を送っていましたが，さすがに大学に入ると，将来を決めなければならないこともあり，心機一転，法学の勉強系サークルに入りました。ここには，司法試験を目指している高校の先輩もいましたので，司法試験受験に向けた線路に乗せてもらいました。当時は，とにかく司法試験に合格しさえすれば，一生，生活には困らないという時代でしたので，とりあえず司法試験合格を目指すことにしたのです。

── 最初から弁護士を目指されていたのですか。

あんまり深く考えてませんでしたね。

── ご実家の家業からすると，弁護士を選ぶという感じもしますが。

家業といっても，零細企業ですから，父が何もかも自分でやっていたんです。従業員も，多いときで60人ぐらい。給料は現金払い。毎月の給与計算や現金袋詰めも，父が一人でやっている。私は，一番末っ子で，親と一緒にいる時間が長かったせいで，子どもの頃から，父のそういう姿や，母が銀行に手形割引に行く姿を見ていたし，いろいろな「言葉」も聞きかじっていました。だから，今思うと，こういう民事的な問題に親しみを持ち，興味があったのかもしれません。

── 最初に入ったのはどのような事務所だったのですか。

のちに最高裁判事になられた橋元四郎平先生の事務所です。

── やはり，最高裁判事になるような方は，最初から，こういう事務所を選ばれるのですね。

いやいや，これは，本当に，たまたまなのです。実務修習が富山だったので，修習生活を満喫していました。しかも，富山は，東京から遠かったので，のんびりしすぎてしまって。同期は，実務修習中に，事務所を決めていきますが，私は何にも決めないまま東京に戻ってきてしまいました。遅ればせながら，後期修習中に事務所を探していたら，そのときの民弁教官が橋元先生を紹介してくださり，それで即決まりました。本当に助かりました。なお，橋元先生は，民弁教官のご経験もあります。

── 最高裁判事として関与された事件数を教えてください。

これ（「ご退官記念資料」と表題が付されたファイルに資料が綴じられたもの）に記載がありますので，見てください（右表参照）。ただ，第一小法廷は，令和3年7月から8月にかけて，私を含めた3名が定年退官となってしまったので，記載されているのは令和3年5月31日までの事件数です。

木澤会員が関与した事件数
（令和3年5月31日まで）

民事・行政事件	
上告	3612件
上告受理	4358件
うち併行申立て	3132件
うち判決件数	141件
特別上告	122件
特別抗告	2260件
許可抗告	54件
うち併行申立て	34件
刑事事件	
上告	3442件
上告受理	42件
特別抗告	1579件
裁判官分限事件	2件

── 手元に記録は残っていないのでしょうか。

最高裁時代の自分の事件関係の手控え記録は，退官と同時に全部廃棄されてしまうので，手元にはありません。その代わり，退官の際に，記念としてこれ（「ご退官記念資料」）が渡されるのです。

── 最高裁ウェブサイトに掲載されていたご自身の経歴紹介ページの印刷も入っていますね。

ここには，私の好きな言葉である「道を伝えて己を伝えず」を載せました。これは，立教の創立者である宣教師ウィリアムズ主教を評した言葉です。彼は，大変極端な人で，自分の日記まで全部燃やしてしまった。以前の私は，そこまで極端にやるのもいかがなものかと思っていたのですが，最高裁判事の経験を経ることにより，最近は，この言葉に対する見方が変わりました。

最高裁判事に就任した際に，ある人から，「最高裁判決に意見を積極的に書くつもりか」と問われました。最高裁での多数意見というものは，様々な検討がなされ，練り上げられてきたものなので，それ自体，相当に説得力を持ち，隙がないものに出来上がっています。そのような多数意見に対し，私みたいな浅学菲才な者が，一種の思いつきで「意見」なるものを書いてよいものなのか，そのようなことをして歴史に耐えられるものだろうかと非常に悩んでいました。仮に，「今は少数意見であっても，それは先見の明があり，将来必ず多数意見になりうる」というのであるならば，私も確信をもって書きたいとは思いましたが，そこまでのものはなかった。

ただし，キャリア裁判官は，補足意見をよく書かれます。それは，下級審の裁判官向けの発信としての意味があるようです。最高裁判事は，下級審の裁判官から，最高裁判決についていろいろと尋ねられるので，判決の趣旨を正しく理解してもらうために，この文章はこういう趣旨なのだということを補足意見で示すのだ，と。これは裁判実務において，大きな意義があることだと思います。

しかし，例えば私のような立場の裁判官が，単独で，

自身の見解を自由に「補足意見」などとして世に出してしまうと，最高裁判決に対して誤解を招いてしまうこともあり得ます。このような社会に与える影響も考えると，どうしても謙抑的に考えてしまうのです。

── そうなると，判決に付された「意見」の中でも，裁判官出身者が書く「意見」は参考になる可能性が高いということでしょうか。

キャリア裁判官の「意見」は，ほぼ大丈夫だと思います。

── 一般的に，「最高裁で結論が変わる」のは，どういう場合なのでしょうか。

それは，結果の妥当性について検討が必要な場合です。刑事裁判でも，最後に破棄するときによく使う文言が，破棄しなければ著しく正義に反するという「著反正義」ですね。

── 刑訴法411条のことですね。

まさにそれです。刑事裁判で言えばそれ。民事裁判でも，やはり「結果が妥当かどうか」なんですよね。

── 結果の善し悪しということになると，かなり価値判断が反映されてしまいそうですが。

確かに「価値判断」なのですが，例えば，家事事件における親権者の定めや変更，あるいは慰謝料の額など，事実審で事実認定が固まったならば，最高裁は，その価値判断を見直すことなく事実審の判断を尊重すべきです。換言すると，上告するに際して「高裁判決は事実認定がおかしい」というような主張では，まず最高裁を動かすことは難しいです。

制度上，最高裁は，上告事件の全部を蹴っ飛ばすことができる仕組みになっており，そのような多数の事件の中で，「結果の妥当性の観点から結果を見直した方がよい」と思われるものを取り出して，最高裁の審理の対象とするのです。

ただし，許可抗告だけは，原審が許可すると，最高裁は拘束されてしまいます。

── 最高裁での合議はどのように行っていましたか。

あくまで私個人としての印象を申し上げますが，下級審の合議体は3人ですが，最高裁の小法廷での合議体は5人です。つまり，5人の裁判官が，担当調査官とともに，その事件の「妥当な結論」を出すために協力して取り組んでいくというイメージです。

各小法廷によってやり方は異なるとは思いますが，私が所属していた第一小法廷では，これがどういう事案なのか，何が問題なのか，全員が共通の事実認識に至るまで，皆で協力して調べていきます。もちろん，その調査段階でも，いろいろな意見が出てきますが，途中の段階では，乗り降り自由，いくらでも撤回自由ということにして，各人が，様々な意見を自由に出すことができるようにしていました。5人の裁判官及び下調べを担当した調査官が皆で協力して事案に対する理解を深め，いかなる結論が妥当なのか，自由な議論をすることで，最後には，全員一致で同じ結論に到達することができるのです。

── 難しい案件には，どのように対応されていましたか。

例えば，税務訴訟，行政訴訟，知財事件のように，正直，理解するのが難しい事件がありますよね。そういう事件の場合には，審議をする前の段階で，主任裁判官が，いろいろな概念や問題点を説明したり，場合によっては，担当調査官にプレゼンテーションをしてもらっていました。第一小法廷では，そのような説明会を行って，事案に対する理解を深めていくことは，かなりやりました。

── 第一小法廷では，通常は，どのような週間スケジュールでしたか。

法廷と審議の日は週2日で，小法廷ごとに曜日が決められています。その2日間は，ほかに予定は入れず，絶対空けておきます。

── その2日間は，朝から晩まで終日，法廷あるいは審議のスケジュールが詰まっているのでしょうか。

いや，そうではないです。午前中は10時半からお昼

頃まで。そこまでに終わらなければ，また延長します。あらかじめ，午後は別件の予定が組まれていることもあります。

「審議」は，いわば結論を出すための各裁判官の意見発表としての審議と，方針が一致したあとに判決の案文を作成するための審議があります。簡単な事件ですと，てにをはを直すだけで済む場合もありますが，難事件ですと，文章を大きく書き直すことが必要な場合もあります。

── 例えば，「大川小学校事件＊1」は上告不受理という結論でしたが，最高裁は，上告不受理となる事件でも，様々な議論を行うことがあるのでしょうか。

特定の事件について申し上げることは控えますが，あくまで一般論として申し上げると，上告不受理ということは，最高裁は，中身に入らないということです。つまり，最高裁が，中身に入る必要がない，中身に入らない方がよい，という意思表示であり，高裁判決に対して最高裁はいかなる判断もしていません。

これは何を意味するかというと，高裁判決の「結論」を是として，その「結論」を確定させるだけです。つまり，必ずしも，最高裁が高裁判決の「理由」を「是」としているとは限りません。実際，中には，高裁判決の理由よりも地裁判決の理由の方が妥当だと思う案件もありますが，いずれにせよ，高裁判決の「結論」が是であるならば，最高裁は内容に踏み込みません。結論が「是」であるならば，早く判決を確定させて，なるべく早く権利救済をする必要があるという思いもあります。

── 最高裁における弁論は，大変儀式的であるというイメージがあります。

かつては，そのように言われていましたが，特に，私が最高裁判事になった頃から，変化していると思います。大谷直人長官は，長官になる前から問題意識を有しておられ，弁論を活性化させるために日々努めておられます。

最近では各小法廷で行われていると思われますが，例えば釈明すべき事項があれば，事前に書記官を通じて，当事者に対して，問題点の指摘をします。また，事前に提出日を決めた上で書面も出してもらいますが，弁論にあたっては，口頭でも陳述してもらいます。

さらに，傍聴人向けには，事案の概要ペーパーを配布することも行われています。今は，さらに一歩進んで，最高裁ウェブサイトで，事前にその概要ペーパーを公開しています。今は相当充実していますね。

それと，最高裁では，高裁の結論を変更する場合には，必ず弁論を入れなければなりませんが，結論を維持する場合であっても，弁論を入れることがあります。この点については，結論のいかんにかかわらず，重要な問題については，やはり最高裁の法廷で弁論を闘わせるべきではないかという考え方が背景にあります。

そして，弁論のあとも，必ずまた審議を入れます。これを弁論後審議というのですが，普通の問題のない事案でも，部分的に結論が変わることはあり得ますので，念には念を入れて審議をするのです。

このように，私の5年間の任期の間，弁論の活性化については，最高裁は真摯に取り組んできたと思っています。

── 弁論を開くと決まった時点では，もう判決の下書きまで出来上がっているものとイメージしていたのですが。

これは下級審でも同じだと思います。例えば，下級審で尋問するときには，全く判決準備をせずにゼロベースで尋問期日に臨んでいるかというとそうではなくて，事前に主張と証拠を出し尽くしたところで，判決に向けて一定程度準備をしたうえで，その確認のために尋問をしていますよね。また，民事の控訴事件では，第一回弁論期日の前に，合議体で一応暫定的な結論は出しているというのが実情だと思います。

それと同様に，最高裁でも，暫定的であれ文案の

＊1：不受理決定のため，判例集未登載

用意はしており，何も準備をしていないわけではないです。そのような準備をしたうえで，当事者双方の意見を聞き，そして，弁論後審議によって確定していくという流れです。

── 最高裁でも，裁判官は，上告理由書や準備書面も実際に読むのでしょうか。

読みます。一審・二審の判決を読んで，その後に，上告審の双方代理人から提出された書面は必ず全部読みます。

── 上告人代理人としては，どうすれば裁判官の心を動かすことができるのでしょうか。

最高裁は二審判決の評価を行いますが，事実審ではありませんので，二審の事実認定に対する不満ばかりを述べるのではなく，法的問題点をいかに効果的かつ的確に指摘しているかが重要です。当事者から指摘がなければ裁判所が気づかない場合も大いにありえます。「この判決はおかしい，不合理だ」ということを，書面でうまく伝えることができれば，最高裁の側も，問題点の所在を確認することができるだけでなく，「この代理人弁護士はよくできる人だね」と思います。

── この結論ではバランスを失するとか不公平だというような「結論がおかしい」という指摘が重要なのですね。

とても大事ですね。理屈もさることながら，結論が絶対におかしいものは，裁判所としては十分に検討しなければならない問題だと思っています。

私が最高裁に入ったばかりの頃，実務に大きな影響を与えたものとして，大法廷が「預金債権が遺産分割の対象になる」という判断をした事案があります（最大決平成28年12月19日）*2。評議の内容については申し上げられませんが，結論について一般論として言うならば，それまでの遺産分割では，預金債権は当然分割されてしまうことで不公平な結果になる場合が生じてしまうことが回避できませんでしたが，預金債権を遺産分割の対象とすれば，遺産分割協議で微妙な調整を行うことで公平な分割ができるようになったというメリットがありますよね。このときには，従前の「結果」が不合理であるという問題意識から，最高裁が一生懸命理論を考え，それをもとに裁判官が結論を作り上げていきました。そういう意味では，司法権にも法創造という面があるという一例だと思います。

ちなみに，この件は，もともと第一小法廷が担当していたものが大法廷に回付されたものです。第一小法廷の主任裁判官は，私の前任者の山浦善樹判事（当時）でしたが，大法廷回付後に退官されてしまったため，私が着任直後に本件の主任を引き継ぐことになっていると言われ，大変焦りました。

── 最高裁が「最後の砦」ですよね。

この件のように「結論がおかしい」という指摘があったことにより，結果的に新しい法理ができたという実例が存在するのです。上告の際には，ぜひ「高裁の結論がおかしいので何とかならないのか」と最高裁に伝えて欲しい。最高裁はファイナルジャッジをする機関である以上，最高裁が何とかするしかないのです。それとともに，紛争解決のためにも，最高裁における和解手続を活用して欲しいです。

── 弁護士出身として苦労した点はありますか。

就任した時点では，「弁護士出身であることに自覚と誇りをもって，職責に臨む」みたいな趣旨のことを言っていました。でも，弁護士は，依頼者と向き合い，いかに主張立証するかを考えたり，一件一件の事件に深く関わってはいますが，キャリア裁判官と比べれば，圧倒的に扱った事件の数は少ない。たとえ事件への関わり方が浅くても数の重みは大きくて，キャリア裁判官には及びません。キャリア裁判官は，ありとあらゆる事案を取り扱ってますからね。

＊2：民集70巻8号2121頁

── それをどのように克服していったのですか。

私のような浅学菲才の身には初めてのことも多く，わからないことも少なくなかったです。そのときに思い出したのは，司法試験受験時代の民事訴訟法のゼミ。先輩に頼んで入れてもらったのですが，自分が一番年下で，一番できないから，がんがん先輩に質問していました。先輩も，私に負けているわけにはいかないから，必死になって説明をする。それによって，先輩も私もお互いに理解を深め合うという相乗効果が生まれました。

それを思い出して，同僚の裁判官とか調査官に，何かわからないことがあれば，どんどん質問をして，教えてもらうことにしました。わからないことがあっても，皆さんに教えてもらえばよいと思うと，気持ちが楽になりました。

── 質問することは大事ですよね。

質問をすれば勉強ができるし，勉強をすると質問ができるようになる。私は，この5年間，ずっと勉強の連続でした。70歳にもなるのに，勉強をさせてもらえるなんて，なんと幸せなことか。しかも，弁護士のようにお金のことを心配したり，依頼者を説得したりとか，そういうストレスがありません。

── 民弁教官の経験というのは，最高裁でも役立ちましたでしょうか。

最高裁では，研修所教官経験者というのは歓迎されていたと思います。皆，フレンドリーに接してくれていました。しかも，5年間の間に，調査官の中に，教え子が3人もいた。調査官がもともと知っている人で，お互いに信頼関係があることは大変心強く，本当にありがたかったです。

── 最高裁では，休日でも休む暇はないのでしょうか。

裁判所も週休2日ですが，少なくとも日曜日の午前中は，事務所に行ってました。

土曜日の午前中はジムに行くことにしていました。ジムで筋トレ1時間とゴルフレッスン80分。でも，今年はまだゴルフ場には一度も行けていません。ジムの後に事務所に行くこともありました。

しかし，週一回のジムだけでは，完全に運動不足になりました。弁護士は，徒歩と電車で移動するだけでも，数千歩になるんですよ。最高裁は，車で送迎されて，朝，自室に入ったあと，17時まで籠る。トイレも自室の中にあるし，昼食もテレビや雑誌を見ながら出前で済ませていましたので，一日数百歩程度しか歩かない生活でした。

── 最高裁判事になる前となった後とで，弁護士としての考え方に変化はありましたか。

やっぱり弁護士ってどうしても立場があります。公平な立場で物事を判断するというのは，なかなかないですよね。ですから，裁判官の経験を重ねることで，客観的に見通しを述べることが少しは上達したかもしれません。

── 今後はどのようなライフプランでしょうか。

事務所はそのまま維持しておりましたので，弁護士に戻っておりますが，まだ退官して日が浅いので，依頼者やお世話になった方々へのあいさつ回りで忙しくしております。以前のような仕事を続けることができるかは，依頼者の方のお考えもあると思いますが，例えば訴訟代理人として裁判所に出頭してもよいのか，しない方がいいのかなどについても，今後考えていかなければならないと思っています。

── 退官直後のお忙しい中，本日はありがとうございました。

プロフィール　きざわ・かつゆき

司法修習29期。1977年4月弁護士登録（東京弁護士会）。以降，司法研修所民事弁護教官，法務省人権擁護委員，立教大学法科大学院教授等を歴任。東京弁護士会では，常議員，司法修習委員会委員長，人事委員会委員長等を務める。2016年7月から2021年8月まで最高裁判所判事。2021年8月東京弁護士会に再登録。